

熊谷市監査委員公告第4号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を決定したので、別添のとおり公表する。

令和8年5月29日

熊谷市監査委員 富井晴夫

熊谷市監査委員 腰塚菜穂子

令和7年度監査委員事務局定期監査結果報告書

1 監査の種類

熊谷市監査基準第2条第1項第1号に掲げる監査

2 監査の対象

(1) 対象部局等

監査委員事務局

(2) 対象事務

令和6、7年度における財務に関する事務の執行及び行政事務について

3 監査の着眼点

(1) 負担金

ア 公益性のない事業又は団体に対して負担していないか。

イ 負担効果の点から整理すべきものはないか。

(2) 財産管理

ア 備品の登録に漏れはないか。

イ 返納手続をせずに処分していないか。

(3) その他

事務事業の執行において、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

4 監査の主な実施内容

リスクを考慮し、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

【主な監査項目】

(1) 負担金

ア 埼玉県都市監査委員会会費

イ 埼玉県県北都市監査委員会会費

(2) 財産管理

備品台帳一覧表

(3) その他

ア 出勤簿

イ 時間外勤務集計データ

ウ 準公金関係書類

エ 現金出納簿（資金前渡金分）

5 監査の実施場所及び期間

(1) 実施場所

監査委員事務局

(2) 監査期間

令和7年12月16日から令和8年2月19日まで

6 監査の結果

監査の結果、改善すべき点は認められなかったが、今後も適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。